国名	フィンランド
公的年金の体系	社会保険方式の所得比例年金及び税方式の国民年金・保証年金からなる。 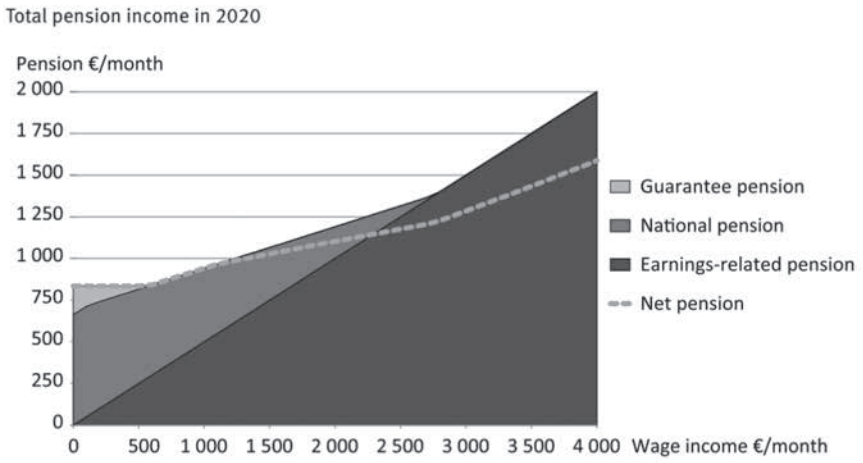
被保険者 （◎強制△任意×非加入）	◎所得比例年金は，17-68歳で，€59.36/月以上の収入のある者 €7958.99/年以上の所得のある自営業者も加入する。 ※国民年金及び保証年金（税方式）は，すべての居住者
保険料率（2020年）	民間セクターの被用者を対象とし，全所得比例年金の被保険者の６割をカバーする被用者保険法（TyEL）における保険料率は，22.7％（被用者のシェアは7.15％。ただし53-62歳は8.65％）。
支給開始年齢	○所得比例年金 63歳（1954年以前生まれの者）。その後は，出生年１年につき３月ずつ支給開始年齢が引き上げられ，1962-1964年生まれの者については65歳である。 61歳から部分的（25％，50％）な繰上げ受給が可能である。繰下げも可能（ともに0.4％/月）。 ○国民年金 65歳（現在63歳から繰上げ可能。繰下げ可能：繰上げ△0.4％繰下げ0.6％/月）
基本受給額	
給付の構造	○所得比例年金　年金対象収入（年額）×1.5％×平均余命係数 ※過去の収入については，再評価（所得の伸び0.8，物価上昇0.2） ※付与率について，53-62歳については1.7％（2024年まで） ○国民年金　定額　€662.86/月（2020）所得比例年金の額の1/2ずつ減額 ○保証年金　€834.52/月－（所得比例年金月額＋国民年金月額）
所得再分配	国民年金及び保証年金はすべて税財源による。
公的年金の財政方式	所得比例年金（TyEL）：賦課方式（積立金あり） 国民年金及び保証年金：賦課方式
国庫負担	所得比例年金はすべて保険料財源。国民年金及び保証年金はすべて税財源。
年金制度における最低保障	保証年金による（併せて年金受給者住居手当あり）。
無年金者への措置	税方式の国民年金と保証年金（および年金受給者住居手当）。
公的年金と私的年金	業界・企業による年金，自発的な個人年金があるが，いずれも規模は大きくない。
国民への個人年金情報の提供	WEB上で年金記録の確認や年金額の試算が可能であるほか，印刷物の請求も可能。

（吉野隆之・年金シニアプラン総合研究機構専務理事）

フィンランドの年金制度

吉野隆之
（年金シニアプラン総合研究機構　専務理事）

1．制度の特色

フィンランドの人口は約550万人，高齢化率は21.8％（2018）である。

2019年には約7.6千人の人口増加があったが，これは17.9千人の移民によるものであり，自然増減は減少に転じている。なお，合計特殊出生率は急落しており2019年は1.35と同国の歴史上最低を記録している。

フィンランドの公的年金は，所得比例年金，国民年金及び保証年金の３つからなる。

所得比例年金は，自営業者を含むすべての労働者をカバーする社会保険方式の年金である。その運営は，多くの所得比例年金保険者による。

国民年金及び保証年金は，居住のみを要件とする税方式の年金であり，全人口をカバーする。フィンランド社会保険協会（Kela）が運営する。

国民年金は補足的な給付であり，所得比例年金の金額に応じて減額される。保証年金は，国民年金及び所得比例年金の合計額が一定額に満たないときに，差額分を支給するものであり，これらを通じてすべての年金受給者への基礎的な所得保障が行われる。

2．沿革

フィンランドにおける所得比例年金の主な部分は1960年代に施行された。被用者や国・地方の公務員に加えてこれらに含まれないケアワーカー等の公的セクターの人々も年金にカバーされるようになった。2000年代には，スポーツ選手，研究者，芸術家等の新しいグループもカバーされた。

国民年金は新法が1956年に施行された。2010年以前は国庫及び雇用主の保険料負担により賄われていたが，2010年からは全額国庫負担となった。2011年には保証年金が開始された。

大きな年金改革として，2005年と2017年の改革があげられる。

⑴　2005年の年金改革

2005年の年金改革は，特に所得比例年金について，その40年の歴史上最大といわれる改革がなされ，ほとんど新たな年金制度が施行されたに等しい影響を生じたといわれている。

改革の目標は，実行上の受給開始年齢を２－３年繰り下げることにより，平均寿命の伸長に対応することと，2007年の民間セクターの所得比例年金の統合に向けた制度改正を行うことであった。

具体的には，受給年齢の柔軟化（63-68歳），年金付与方法の変更（生涯平均所得へ），平均余命係数の導入，高齢被用者の保険料率引上げ，自営業者の柔軟な保険料率などの改正が行われた。

⑵　2017年の年金改革

2017年改革の目的は，平均余命の伸長に対応して，所得比例年金財政を将来にわたって安定させることにあった。人々がより長く働くことを奨励し，適切な年金額の確保と財政的・世代横断的な公正を実現しようとするものである。

このために，適用年齢の引下げ（18→17歳），給付乗率の標準化，支給開始年齢の引上げ（毎年３月ずつ引き上げて2027年に65歳とし，それ以降は平均余命にリンクさせる）及び保険料の見直し等の措置が講じられた。

3．制度体系の概要

⑴　年金受給者

フィンランドの年金制度においては，所得比例年金制度が相当の部分を占めている。老齢年金受給者約1,489千人のうち，所得比例年金単独の受給者が62％，所得比例年金と国民年金を併給されている者が33％であり，国民年金のみを受給する者は約５％である。

事業主が支弁する企業年金や個人的に積み立てた付加的な年金の役割は小さなものであり，公的年金が全年金給付の94％を占めている。

⑵　被保険者

フィンランドでは，給与所得者及び自営業者は，所得比例保険に加入しなければならない。2018年末に所得比例年金に加入している者は，約242万人である。所得比例年金は，職種に応じた多くの法律によって規定されている。職種

ごとの被保険者の内訳は，民間（TyEL法）が158万人，国・地方（ケアワーカー含む）・教会が75万人，自営業者（YEL，MYEL）が27万人などとなっている。

*数字は原資料ママ。

なお，国民年金及び保証年金は，居住のみが要件である。

(3) 住居手当

フィンランドには，低所得の年金受給者に対する住居手当制度があり，最大€548.50/月（単身者。2020年）が支払われる。

4．給付算定方式，スライド方式

(1) 所得比例年金

所得比例年金制度は多くの法制度に分かれているが，本項では，民間部門の所得比例年金制度（TyEL）について記す。本制度は被用者の約65％をカバーしており，他の所得比例年金制度も概ねTyELに準じているとされる。

① 給付額の算出

給付乗率及びその改定は表１のとおりであり，長期的には全年齢を通じて1.5％に標準化されることとなっている。

表１

	17(18)～52歳	53～62歳	63歳～
2005年以降	1.5%	1.9%	4.5%
2017年以降	1.5%	1.7%	1.5%
2025年以降	1.5%		

（出所）フィンランド年金センターの資料から筆者作成

古い期間の収入については，所得や物価の水準を勘案して再評価される。このとき，賃金上昇には0.8，物価上昇に0.2の比重がかけられる。なお，裁定後の年金に対するスライドは，賃金0.2物価0.8の比重による。

② 平均余命係数

平均余命の伸長が年金財政の影響を与えないよう，2010年から平均余命係数による新規裁定年金の減額制度が導入された。例えば1957年生まれの者の平均余命係数は0.95722であり，これは，基準である1947年生まれの者に対して約4.3％の減額となることを意味する。平均余命係数による年金の削減を取り戻すため，引退時期を遅らせることが勧奨されている。

③ 支給開始年齢

1954年以前生まれの者に係る支給開始年齢は63歳である。その後は，出生年１年につき３月ずつ支給開始年齢が引き上げられており，1962-1964年生まれの者については65歳である。1965年以降生まれの者については，平均余命の伸長を調整するために2027年以降決定される予定である。

④ 部分年金

61歳以上の者は，働いているか否かにかかわらず，25％または50％の老齢年金を受給する選択ができる（全体の繰上げ受給はできない）。早期に受給する部分については，１月あたり0.4％の割合で年金額が減額される。

なお，繰下げ受給も可能であり，この場合の割増率も0.4％/月である。

⑤ 給付額と水準

2018年における老齢年金の新規裁定は4.7万件で，平均年金額は，€1,859/月である（男性€2,137，女性€1,606）。

また，2018年末の全受給者の平均年金額は，€1,680/月であるが，男性では€1,898，女性では€1,499と，€400/月の格差があり，就労期間と平均賃金の差によるものと説明されている。

OECDのPensions at a Glance（2017）による所得代替率は56.6％である。

(2) 国民年金

① 給付額

国民年金は，保証年金とともに，所得比例年金が少額か全くない場合の年金受給者の所得を保障するものである。

国民年金の満額（単身者）は，月額€662.86（2020）である。所得比例年金１に対し0.5が国民年金から減額され，所得比例年金額が月額€1368.21のときに国民年金は支給されなくなる。

なお，有配偶または同居の場合の国民年金の額は€591.79/月，国民年金が全額支給停止

となる所得比例年金額は€1,226.13/月である。

国民年金には老齢年金のほかに障害年金，遺族年金及び手当類がある。

② 支給開始年齢

国民年金制度における支給開始年齢は，65歳である。所得比例年金の支給開始年齢が65歳以上に引き上げられた場合には，国民年金の支給開始年齢も引き上げられる見込みである。

③ 繰上げ受給，繰下げ受給

老齢年金は，63歳から繰上げ受給をすることができる。この年齢は，引き上げられつつあり，所得比例年金の支給開始が65歳からとなる1965年以降生まれの者については，繰上げ受給はできなくなる。減額率は0.4%/月である。

繰下げ受給も可能であり，この場合の割増率は0.6%/月である。

(3) 保証年金

① 意義

保証年金は，年金受給者の国民年金と所得比例年金の合計額が，法定の最低年金収入基準を下回っている場合に，当該差額相当額が支払われるものである。

保証年金を受給するのは約10万人で全受給者の８％程度である。

② 支給額

2020年におけるこの最低基準は€834.52/月である。国民年金は単身か夫婦等かで額が異なるが，保証年金については均一の額となっている。差額の支給であるため他の年金収入１に対して保証年金１が減額される。

(4) 総年金給付費用

2018年の年金給付総額は，302億ユーロであった（障害年金等を含む）。このほかに自賠責・労災等の年金や事業主による任意の制度によるものが約11億ユーロある（表２）。

2003年には，年金給付総額（所得比例・国民・保証）は197億ユーロであったので，15年間で1.5倍に増加している。この間所得比例年金の受給者の増加は1/4程度であったが，給付額は71%も増加している。一方，国民年金・保証年金等のKela管轄の給付は15年間に1/3程度減少しており，所得比例年金がフィンランドの年金給付における中心的地位をさらに大きくしている。

5．負担，財源

(1) 所得比例年金

① 被保険者

被用者保険法（TyEL）において，加入義務のある労働者は，17-68歳で，かつ，その収入が適用最低限度を超えている者である。この最低限度は€59.36/月とたいへん低い水準であるため，実質的にはすべての有償雇用に対して年金が適用されることとなる。上限年齢は，1958年生まれ以降の者は69歳，1962年以降生まれの者については70歳に引き上げられる。

② 保険料率

保険料は，雇用者被用者双方が負担するが，負担割合は雇用者の方が大きい。また，保険料率は所得比例年金の種別によって異なっているが，被用者のシェアについてはどの制度に属していても同率に設定されている。また支給開始直前の被用者の料率が高く設定されている。

（表２）　2018年の年金給付

		所得比例年金		国民&保証年金		総計	
		€ million	%	€ million	%	€ million	%
総計		27,847	100	2,357	100	30,204	100
	老齢年金	24,227	87	1,420	60	25,647	85
	保証年金			214	9	214	0
	障害年金その他	3,620	12	723	31	4,343	14

（出典）フィンランド年金センターの資料より筆者作成

代表的なTyEL（2020）では，

保険料率（合計）　22.7％

うち被保険者（53-62歳）8.65％

被保険者（それ以外）7.15％

③　自営業者の所得比例年金

自営業者は，自営業者年金法YELの下で，年金会社または年金基金が運営する自営業者所得比例年金に加入しなければならない。

加入義務は，18-68歳で€7,958.99/年（2020）以上の推計所得がある者が対象となる。

保険料は，自営業者が申請するYEL法上の所得を基礎に算定される。このYEL所得は，「その仕事を誰かに遂行させた場合に支払う賃金」等を基礎とするもので，会社の売上げや課税所得に直接基づくものではない。YEL所得は€180,750/年（2020）が上限である。実務上YEL所得は過少に申告されることが多く，平均的収入より約３分の１低いのが実態であるとされている。

保険料率は，24.1％（53-62歳は25.2％）である。事業が好調の時には10-100％の割増保険料を払い，不調な時には10-20％割り引くこともできる。未納も含め，給付は実際に支払われた保険料を基礎に算定される。

(2)　国民年金・保証年金

国民年金及び保証年金は，税方式である。受給には，16歳以降最低３年間の居住期間があり，現にフィンランドに在住していることが必要である。

6．財政方式，積立金の管理運用

(1)　所得比例年金

①　賦課方式（一部は積立金から拠出）による運営

フィンランドの所得比例年金においては，ある年の年金支払額は，主たる部分は当年の保険料で，残りの部分は積立金とその運用果実によって賄われる。

②　資金フロー

2019年の所得比例年金に係る資金フローは図１のとおりである。

（図１）　Preliminary money flows of earnings-related pensions in 2019

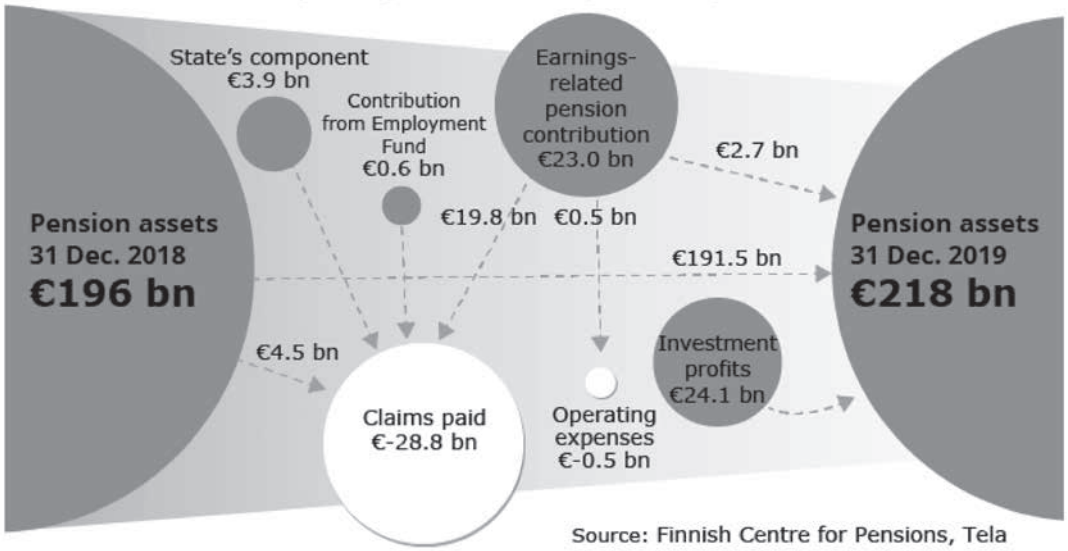

（表３）　年金積立金の運用状況

資産区分	
株式	49.5％
債券	25.9％
その他の金融商品	7.8％
不動産	8.5％
ヘッジファンド	8.3％

投資先	
フィンランド	23.4％
その他のユーロ圏	18.6％
ユーロ圏外	58.1％

（出所）フィンランド年金センターの資料より筆者作成

③　積立金の運用

積立金の保有及びその運用は，高齢化に伴う年金給付費の増加による保険料水準の上昇を軽減するために行われる。

2019年の運用利回りは12.5％（1998-2019の平均は5.7％），同年末の積立金残高は2,154億ユーロであり，その資産配分は表３のとおりである。

⑵　国民年金・保証年金

国民年金の支出はすべて税財源・賦課方式によって賄われており，2019年における国民年金及び保証年金の支払額は23億ユーロである。なお，少額の調整用基金が設けられている（年間支払額の3.5％以上。資産額77百万ユーロ（2018末））。

７．制度の企画・運営体制

⑴　所得比例年金

①　制度の企画

所得比例年金に関する制度の内容は，国（社会保健省）の管轄下にあるが，その原則は，国，被用者，事業主（および自営業者）の三者間の広範な協議において方向づけられる。

②　制度の運営

所得比例年金の運営は，複数の年金保険者に授権されている。民間部門では制度上の年金が年金保険会社，特別な年金保険者，事業所年金基金や産業別年金基金によって運営されている。公務部門にも複数の保険者がある。

運営が分権的に行われるので，一定の機能はフィンランド年金センターが制度上集約して実施する。

複数の職歴のある場合でも，申請は一か所にすれば十分である。「最後の保険者主義」により，最後の雇用場所での保険者が全雇用期間の年金額を算定し，支給する。この支給を担当する保険者は，他の保険者の負担分をフィンランド年金センターの算定により徴収する。

⑵　国民年金及び保証年金

国民年金及び保証年金は，フィンランド社会保険協会（Kela）が国からの支払いを受けて支給する。Kelaは，議会の監督下にあり，国民年金等の業務のほか，家族手当，失業給付，健康

（図２）　Employment pension, national pension, guarantee pension and housing allowance in 2020

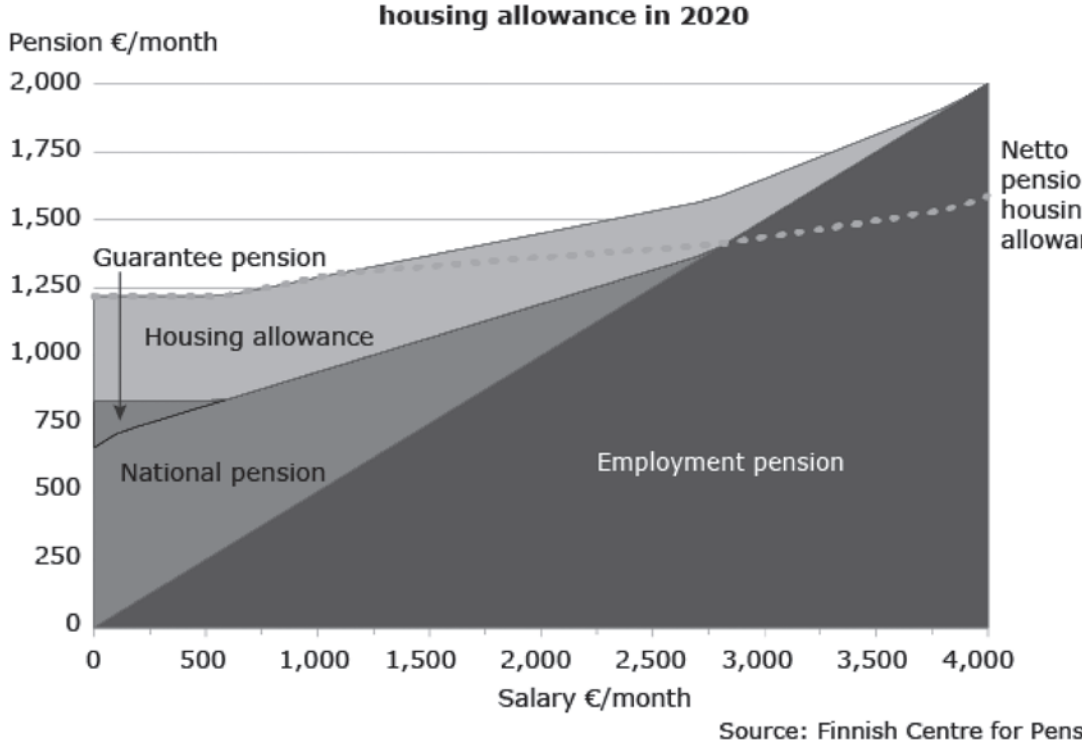

保険，学生の財政支援，リハビリ等幅広い業務を担当する。

8．その他の事項

⑴　私的年金

公的年金以外の年金として，業界や企業による年金制度及び私的・自主的な私的年金があり，長くなる就学期間や育児期間による年金額の低下を補い，引退後の生活を豊かにするあるいは早期退職を可能とするなどの機能も期待されている。しかしフィンランドでは公的年金のカバーが広く，年金算定対象となる所得及び年金額そのものにも上限がないことから，私的年金の存在感は大きくない。保険料ベースで，公的年金が95％，その他の年金は５％程度にとどまる。

⑵　年金受給者住居手当

低所得の年金受給者向けに，「年金受給者住居手当」の制度がある。年金受給者住居手当は次の式によって算定される。

年金受給者住居手当

＝0.85×（基準内の住居費用－（基礎的控除＋収入等による追加控除）

2020年における対象住居費用の上限はヘルシンキ等で€8,360/年。基礎的控除は，€616.46/年であり，追加控除における収入に応じた控除率は41.3％である。

最大€548.5/月の手当が支払われる。

⑶　我が国との社会保障協定の締結

2019年９月，日本とフィンランドは，年金保険料の二重負担，年金受給資格の確保などの課題を解決するための社会保障協定に署名した。我が国の国会では2020年６月３日に承認された。

9．今後の動向・課題

本文中にも記載したとおり，フィンランドでは2017年の年金改革の施行が継続中であり，１年に３月ペースでの支給開始年齢の引上げが進行中である。

改革の主要なテーマとされてきたのは，伸長する平均寿命に対応して，現役期間と年金受給期間のバランスをとることにあり，支給開始年齢の引上げ，平均余命係数の導入等を通じて実効上の受給年齢の引上げを図っている（“Work Longer and Receive a Higher Pension”）。支給開始年齢が65歳に達する2027年以降は，支給開始年齢は平均余命の伸長にあわせて決定されることとなっている（最大１年に２月引き上げられる）。

フィンランドでは，引き続き進む平均寿命の伸長に加え，移民の増加，近年の急激な出生率の低下，さらには2020年のCovid-19等年金制度に直接間接にインパクトを与える事象もみられている。

また，所得比例年金の各制度は，ルールは概ね統一されている一方，財政状況が様々でもあるため，それらの統合が課題として浮上している。

2017年改革が国・労・使の３者で合意されたのは，それに３年先立つ2014年であった。今後，2017年改革の施行が一巡した後，2027年以降に向けてどのような動きが生じていくのか注視していくことが引き続き重要である。

主な参考文献

・以下の各機関のウェブサイト
フィンランド年金センターETK：https://www.etk.fi/
フィンランド社会保険協会Kela：https://www.kela.fi/
・OECD（2019），Pensions at a Glance 2019: Country profiles - Finland.
・フィンランド年金センター（2010）「フィンランドの法定年金制度2009年長期推計」（厚生労働省年金局数理課 訳）
・吉野隆之（2020）：「平均余命の伸長に着目した新規裁定年金額の自動調整システムの一例について～フィンランドの平均余命係数 the life expectancy coefficient」年金シニアプラン総合研究機構調査研究レポート